

## 令和4年度第1回定例監査報告書

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定例監査

### 2 監査実施日

令和4年8月29日（書類検査及び説明聴取を行った日）

### 3 監査の対象

令和3年度下半期（令和3年10月～令和4年5月：出納整理期間を含む）  
における財務に関する事務の執行状況及び金銭出納業務

### 4 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、住民等への影響、発生頻度等を検討し、事務項目ごとに、特に重要と考えられるリスク（重要リスク）を設定し、対応する監査の着眼点を次のとおり定めた。

項目	重要リスク	監査の着眼点
(1) 収入・支出 事務	ア 不適切な経理が行われるリスク	(ア) 収入の確保及び収入手続きは適正に行われているか。 (イ) 支出負担行為及び支出手続きは適正に行われているか。
	イ 不正な現金の取扱いが行われるリスク	(ア) 現金の出納、保管及びその取扱いは適切に行われているか。
(2) 契約事務	ア 不当な契約が発生するリスク	(ア) 契約書、見積書等の関係書類が適正に整備されているか。 (イ) 契約の時期、方法及び手続きは適正か。 (ウ) 業者選定方法及び随意契約の手続きが適正に行われているか。
	イ 契約した内容が適切に履行されないリスク	(ア) 仕様書等の設計図書は的確に作成されているか。 (イ) 工事報告書の整理や備品の管理等、証拠書類の保管及び検収事務が適正に行われているか。
(3) 事業実施 状況	ア ごみ処理施設が適正に管理運営されないため、ごみ処理が滞り、住民生活に影響を与えるリスク	(ア) ごみ処理施設の老朽化対策のための適正な補修が実施されているか。 (イ) ごみの減量・リサイクルの取り組みについて努力が払われているか。 (ウ) 安定した処理体制が構築され、効果的・効率的な事業運営がなされているか。

### 5 監査の方法

令和3年10月1日から令和4年5月末日までの令和3年度下半期における所管事務事業について、関係書類、預金通帳、諸帳簿等の提出を求め、芸北広域環境施設組合監査基準に準拠して監査を行った。

関係職員の出席のもと、事務事業の概況説明を受け、帳簿等との照合を行うとともに、必要に応じて職員に質問する等の手法により実施した。

6 監査の結果及び所見

(1) 令和3年度下半期の現金出納状況

歳入

款 項	摘 要	金 額 (円)	前年度 同期対比	前年度同期 金額 (円)
1款 分担金及び負担金		233,522,000	105.57%	221,198,000
1項 負担金	通常経費負担金	233,522,000	105.57%	221,198,000
	内 安芸高田市分	143,092,000	105.67%	135,418,000
	内 北広島町分	90,430,000	105.42%	85,780,000
2款 使用料及び手数料		83,906,380	105.11%	79,826,275
1項 使用料	衛生使用料(洗車設備使用料他)	1,159,540	106.78%	1,085,940
2項 手数料	総務手数料(許可証書き換え交付手数料)	30,000	26.09%	115,000
	衛生手数料(ごみ処理手数料)	82,716,840	105.20%	78,625,335
3款 県支出金(県補助金)		330,000	100.00%	330,000
4款 財産収入		191,332	77.90%	245,627
1項 財産運用収入	土地建物貸付収入(土地貸付料)	132,000	85.71%	154,000
	利子及び配当金(財政調整基金利子)	59,332	64.75%	91,627
5款 繰入金		100,000,000	111.11%	90,000,000
7款 諸収入		7,422,468	117.21%	6,332,438
1項 組合預金利子	組合預金利子	493	150.76%	327
2項 雑入	雑入	7,421,975	117.21%	6,332,111
	内 古新聞・雑誌等売却代	546,040	118.33%	461,461
	内 アルミ・スチールプレス品売却代	1,675,432	132.59%	1,263,636
	内 鉄くず売却代	2,553,870	200.84%	1,271,600
	内 小型家電製品売却代	5,579	94.50%	5,904
	内 発泡スチロール売却代	356	108.54%	328
	内 羽毛布団売却代	9,570	248.57%	3,850
	内 ペットボトルほか有償入札奨励金	427,463	113.84%	375,510
	内 自動販売機電気料	46,200	100.00%	46,200
	内 拾得金	5,260	70.02%	7,512
	内 一般廃棄物処理業務受託料(安芸太田町)	2,152,205	74.61%	2,884,565
	内 空きびん売却代	0	—	11,545
歳入計		425,372,180	106.90%	397,932,340

歳 出

款 項 目 節	摘 要	金 額 (円)	前年度 同期対比	前年度同期 金額 (円)
1款 議会費		215,155	109.24%	196,964
1項 議会費		215,155	109.24%	196,964
2款 総務費		70,386,540	163.96%	42,929,551
1項 総務管理費		70,335,193	164.03%	42,878,711
2項 監査委員費		51,347	101.00%	50,840
3款 衛生費		414,704,311	105.11%	394,538,646
1項 清掃費		414,704,311	105.11%	394,538,646
1目 2節	給料(一般職給)	15,503,400	100.69%	15,397,200
3節	職員手当等	17,525,515	97.04%	18,060,908
4節	共済費	5,319,398	98.66%	5,391,736
8節	旅費	5,400	15.40%	35,060
10節	需用費	157,644,813	113.43%	138,977,831
内	機器設備点検整備・修繕料	109,160,656	114.02%	95,740,315
記	電気料	17,597,894	104.78%	16,795,355
	その他(薬品、ごみ袋他)	30,886,263	116.81%	26,442,161
11節	役務費	2,706,615	110.85%	2,441,657
12節	委託料	207,715,737	102.43%	202,785,159
内	収集運搬及び施設内作業業務	112,271,775	101.93%	110,140,800
記	焼却灰・集じん灰資源化	27,544,869	108.44%	25,401,904
	その他(夜間運転業務他)	67,899,093	100.98%	67,242,455
13節	使用料及び賃借料	6,643,600	92.11%	7,212,624
14節	工事請負費(破碎壁設置工事)	1,100,000	35.71%	3,080,000
17節	備品購入費	252,945	28.89%	875,600
18節	負担金、補助及び交付金	186,188	104.04%	178,951
22節	償還金、利子及び割引料	0	—	18,720
26節	公課費(公用車重量税)	100,700	121.03%	83,200
歳 出 計		485,306,006	110.89%	437,665,161

## (2) 令和3年度下半期の資源化内訳

## 歳入

品目	数量 (kg)		金額 (円) 【税込】	
	3年度下半期	2年度下半期	3年度下半期	2年度下半期
新聞	13,950	16,320	105,666	106,590
雑誌	55,450	65,560	234,311	197,165
ダンボール	40,120	43,830	203,852	156,430
紙パック	670	980	2,211	1,276
古紙類売却代 合計			546,040	461,461

アルミプレス	15,990	15,680	1,108,107	741,664
スチールプレス	20,630	28,260	567,325	521,972
鉄くず	154,780	153,760	2,553,870	1,271,600
金属類売却代 合計			4,229,302	2,535,236

小型家電製品	50,691	53,651	5,579	5,904
--------	--------	--------	-------	-------

発泡スチロール	※ 3,240	※ 2,990	356	328
---------	---------	---------	-----	-----

羽毛布団	63	25	9,570	3,850
------	----	----	-------	-------

ペットボトル (有償入札奨励金)	※ 18,600	※ 17,580	427,463	375,510
---------------------	----------	----------	---------	---------

※発泡スチロール及びペットボトルについては、1年間分の売却代等を年度末にまとめて入金するため、数量についても年間数量を計上している。

歳 出

品 目		数 量		金 額 (円) 【税込】	
		3年度下半期	2年度下半期	3年度下半期	2年度下半期
焼却灰 (資源化)		563.18 t	533.93 t	15,487,450	14,683,075
集じん灰 (資源化)		139.12 t	122.94 t	7,179,689	6,220,764
返却異物分差額		10.58 t	10.41 t	△174,570	△171,765
焼却灰 (運搬)		60 台	57 台	3,148,200	2,990,790
集じん灰 (運搬)		33 台	32 台	1,904,100	1,679,040
不粗 燃大 残ご み及 び資 源 化 性	不燃物残渣【微小金属くず等】	41,000kg	42,240kg	1,804,000	1,858,560
	可燃性粗大ごみ【布団・畳・衣類・木くず等】	389,280kg	405,860kg	8,564,160	8,928,920
	粗大切断物【家具等の切断物】	102,650kg	103,650kg	4,516,600	4,560,600
	紙おむつ	27,590kg	25,540kg	758,725	702,350
	運搬	124 台	126 台	7,392,000	7,491,000
機密文書等		17,910kg	16,690kg	559,020	379,280
有害ごみ (蛍光管)		2,240kg	3,492kg	1,126,902	1,671,143
有害ごみ (乾電池)		7,010kg	10,150kg		
容 器 包 装 再 商 品 化	無色のガラスびん	21,540kg	32,340kg	4,355	7,646
	茶色のガラスびん	44,960kg	53,480kg	44,314	55,533
	その他の色のガラスびん	9,790kg	16,350kg	13,186	24,639
	プラスチック製容器包装	22,460kg	25,160kg	12,622	13,582
不 法 投 棄 に よ る 家 庭 特 定 機 器	冷蔵庫	1 台	2 台	5,200	8,470
	テレビ	6 台	1 台	13,420	1,870
不法投棄による廃ゴムタイヤ		560 kg	0 kg	12,320	0
一般廃棄物(可燃物)処分		22,580kg	—	993,520	—
ガラスくず残渣処理		96,740kg	77,520kg	2,341,108	1,449,624
ガラスくず等埋立処分		187.81 t	159.35 t	1,851,300	1,584,000
焼却異物埋立処分		10.58 t	10.41 t	189,156	186,912

### (3) 結果及び所見

監査の結果、事務事業の執行については、概ね適正に処理されていることが認められた。特に指摘する事項はなかったが、注意すべき事項及び検討すべき課題について、次のとおり意見を述べる。

#### ア 歳出予算科目について

支出科目について、「ごみ分別アプリ用サーバー利用料」が「使用料及び賃借料」から「役務費」に、「特定家庭用機器リサイクル料」が「委託費」から「役務費」にそれぞれ令和3年度から科目変更されている。支出目的に沿った是正がなされているが、今後は、歳出予算科目を十分に理解し、適正な事務処理を行われたい。

#### イ 事務作業の効率化・経費削減について

法令等の解説書について、加除式書籍からインターネットを利用する電子版に一部変更している。収納場所や差替作業といった問題が解決でき、検索も容易となる。他の書籍についても代用可能なものは削減検討されたい。

電話回線についても、北広島町内では、光回線を使った新サービスが提供される予定である。少額の案件ではあるが、市町の逼迫した財政状況を踏まえて、経費削減と効率化に向けた取り組みを強化されたい。

#### ウ 施設運営の効率化・経費削減について

エネルギー価格の高騰により、ごみ処理施設の光熱費等の必要経費が今後も増加すると思われる。LED化の推進や省エネ機器の導入等、施設の省エネ化に取り組まれたい。併せて、既存の事業や契約についてもコスト管理の徹底が望まれる。例えば、施設用地の土地借上料等、当初契約の根拠や現在の状況を十分精査し、見直しを検討されたい。

#### エ 一般廃棄物の適正な処理の確保について

補修時等にごみが処理しきれない場合に、可燃ごみの焼却処理を近隣の民間施設に新規で委託している。また、焼却灰や布団・木くず等の資源化・処分を伊賀市や周南市、松江市他の民間企業に継続して委託しているが、処理責任は、排出者である組合にある。処理業者の不適正処理により、問題となっている市町もある。1年に1回、委託先の現地調査を行っているとの事であるが、現地確認だけでなく所在市町とも連携をとりながら、適正処理の確保に努められたい。

#### オ 事業系ごみの削減について

安芸高田市では、令和3年度の事業系ごみが、前年度と比較して約300トン減少している。食品事業者の撤退によるものの他、飼料原料製造業者による処理機械の改善に伴うものが主な要因との事である。処理手数料の値上げも一因と思われる。こうした事例を参考にしながら、以前から提案しているオフィス町内会等の取り組みを早急に実施されたい。北広島町では「ゼロカーボン宣言」を表明している。ごみを焼却せずに分別してリサイクルする取り組みの強化も図られたい。